東京こどもすくすく住宅認定基準チェックシート(セレクトモデル)

建築物名称	プロシード池上
作成年月日	2025. 8. 4

			必須	項目		選択	項目		
	新築		項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0		5	5			5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	8	8	2			16
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	4	49	18			53
別表2 計			12	12	57	20			69
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	3	10	5			13
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	2	2	14	8			16
別表3 計			5	5	24	13			29
別表 4	子育て支援施設やキッス	バルーム等に関する基準	0		5	1			5
別表 5	管理・運営に関する基準	Catality Control of Co	0		7	0			7
別表 6	表 6 区市町村からの意見の反映に関する基準				1	0			1
別表4,5,	表 4 , 5 , 6 計			0	13	1			13
	合計			17	99	39		39	116
	チェツク新	0	K		0	K			

			必須	項目		選択	項目		
	既存・さ	收修	項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0		5	0			5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	0	8	0			16
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	0	49	0			53
別表2 計			12	0	57	0			69
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	0	10	0			13
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	2	0	14	0			16
別表3 計			5	0	24	0			29
別表 4	子育て支援施設やキッス	バルーム等に関する基準	0		5	0			5
別表 5	管理・運営に関する基準	itek	0		7	0			7
別表 6	区市町村からの意見の反	一映に関する基準	0		1	0			1
別表4,5,	長4, 5, 6 計			0	13	0			13
	合計	17	0	99	0		17	116	
	チェック絹	吉果							

別表1 立地に関する基準

	項目		基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
	クロ		卒 中	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1	子供の遊び場所	が一つ以上あ (1) 子育てひ (2) 児童館や	ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などること。 ること。 ろば(注2)など、乳幼児と親が一緒に過ごせる施設 図書館など、子供が室内で過ごせる施設 べる広場、公園や緑地など			■ 選択	選択	□ 必須	□ 選択	(2) 池上図書館 徒歩5分 (3) 区立池上5丁目公園 目の前
2	保育、教 育施設等	が一つ以上あ (1) 保育所、	ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などること。 幼稚園などの保育、教育施設 び学童クラブなどの教育施設など			■ 選択	選択	□ 選択	□ 選択	(1) 区立池上第三保育園
3	医療施設		ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に小児科や耳鼻 が受診できる医療施設が一つ以上あること。			■選択	選択	□選択		池上総合病院付属クリニック 徒 歩5分
4	生活利便 施設等	が一つ以上あ (1) 鉄道駅や (2) 食料品や (3) 銀行、郵				■ 選択	選択	□ 選択	□ 選択	(1) 東急池上線 池上駅
5	活発な地 域活動	(1) 自治会な(2) 自治会や(3) 自治会やント(4) 「遊び場	ものなど、活発な地域活動が行われていること。 どによる季節行事や清掃活動 消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動 地域活動団体などによるインターネットを活用したイベ づくり」や「安全マップづくり」などの活動 0番の家」の取組			■ 選択	□選択	□ 選択	選択	西蒲田二・三丁目自治会による季節行事、毎月2回の防犯パトロール 他https://www.kyoudou.city.ota.tokyo.jp/G0000550/
			適合項目数	必 _		必 —	必 _	必 (0	必 —	
			週口欠日数	選 (7)		選 5	選 10	選 ()	選 0	

- 注1 各施設までの距離は直線距離による。建築物の敷地の主要な出入口から計測するものとする。
- 注2 $0 \sim 3$ 歳児とその親が気軽に集まり、親同士が打ち解けた雰囲気の中で語り合い、子供同士も遊ぶことができる常設の施設。 国の地域子育て支援拠点事業の一つ

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

		セーフ	フティ		セレクト	アドバ	ンスト	
		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須す 位等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	る部 がな 合 当する部 位等がな い場合	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
	住戸内の床は、次に掲げるものを除き、段差のない構造(5 mm以下の段差について は、段差のないものとみなす。)とする。							
	(1) 玄関の出入口の段差:くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下としたもの (2) 玄関の上がりかまちの段差 (3) 浴室の出入口の段差:20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの							
	(4) バルコニーの出入口の段差:接地階を有しない住戸のバルコニーについては、次 に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で 180mm以下の単純段差 ア 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、360mm)以下の単純段差としたも の							
1 段差解剂	イ 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの ウ 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差 (踏み段を設ける場合に あっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ 段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの			選択	□ 選択	□必須□□	選択	
	(5) 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300 mm以上450mm以下の段差 ア 面積が3 m以上9 m² (当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該 面積の1/2) 未満であること。 イ 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。 ウ 間口 (工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が 1,500mm以上であること。 エ その他の部分の床より高い位置にあること。							

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

				セー	フティ			セレ	クト			アドバ	ジスト		
			新	築	既存·改修		新纲	£	既存·改	修	新细	Ę.	既存・	改修	
	項目	基準		必当な 当するが がおい がは がよっ ク	必須で 当す等 位等が い場合 チェン	る部 がな 合		必須で該 当する部 位場合 チェック	当 位 V	が須で該 イオる部 で等かな ・場合 ・エック		必須で該 当する部 位 等 が は 場 っ く り り り り り り り り り り り り り り り り り り		必須である 当するがない が場合 シチェック	表記のある図面番号、計画の内容等
2	転落落ない 上物危	(1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。 ア バルコニーその他これに類するもの、2階以上の窓、廊下及び階段 (開放されている側に限る) (7) 原則床面 (階段にあっては踏面の先端)から1,100mm以上(1,200mm推奨)に達するよう設けられていること。 (4) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 イ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等 (腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推奨)であること。	□ 必須		□ 必須 □]	■ 必須		□ 必須		□ 必須		□必須		パールコニー: 逆染+アルミ手摺 H=1100以上 上架天端H650以上、手摺横枝@110 以下 (足掛りとされない高さ(床面から650mm以上)の基準を満たして おり、また手摺の位置が奥にある 為掴みにくく足掛りになりにくい ※参照:一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品評価基準) バルコニーに面しない窓: 転落防止手 摺設置下1+1100 共用廊下: アルミガラス手摺H=1100以上
	灰砂止	(2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ1,100mm以上(1,200mm推奨)の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。	□ 必須		□ 必須 □		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		手摺から600mm以上の離隔
		(3) バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へのクレセントの設置など、窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じること。	□ 必須		□ 必須 □		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		FL+1400以上にクレセント設置 (現場で特注対応)
		(4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防 止措置を講じること。	□ 必須		□必須□□		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		A9イプ:サービスバルコニー D9イプ:車路 非該当 共用廊下:手摺は物が置 きにくい形状
3	シックハ ウス対策	各住戸の居室内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材 は、日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆表示のある建築材料等(ホルムアルデ ヒト発散建築材料に該当しないもの)とする。	□必須		□ 必須 □		■ 必須		□ 必須 ※		□ 必須		□ 必須		ェフフォースター以外の建材は使用しない
		(1) 防犯対策用の鍵を使用する。	□ 必須		□ 必須 □		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		ICカードキーの「シャーロック IV」を採用 防犯サムターン装備
4	防犯対策	(2) 室内との通話機能を有したインターホン等を設置する。その場合、カメラ付きインターホンにするよう努める。	□ 必須		□ 必須 □		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		通話付きインターホンの採用
		(3) バルコニーに面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するものには、避難計画 上支障のない範囲において、合わせガラス、防犯フィルム、鍵付クレセント又は シャッターの設置等、侵入の防止に有効な措置を講じる。	□ 必須		□ 必須 □		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		1階のサッシガラス面は防犯フィ ルム貼付

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

				セー	フティ		セレ	クト		アドバ	ンスト		
				新築	既存·改修	新细		既存·改修	新纲	AFF.	既存・	改修	
	項目		基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該部 位等が合 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するがな 位場から チェック		必須で該 当する部 位等かな い場っ チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
			欠のいずれかとする。	/	/		/					/	
-	界床の防 音性の確	造、鉄骨 用いた物	厚が200mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを 以はこれらと同等の面密度を有するものとする。			□ 選択		選択	□ 必須		□ 選択		
	保	対して、 撃音遮断	118-2 (建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法) による床衝撃音レベルに JTS A 1419-2 (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法) による床衝性能 L i, r, H-55等級相当以上とする。										
		(2) 木造の建築物に るための方策を	こついては、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保す を講じる。			□ 選択		□選択	□ 必須		□ 選択		
		(-, ,, ,,,,	欠のいずれかとする。										
		造、鉄骨	みが180mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを 又はこれらと同等の面密度を有するものとする。			□ 選択		選択	□ 必須		□ 選択		
	界壁の防		i19-1(建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法)による音響透過損失 i0等級相当以上とする。										
6	音性の確 保	側の対面する位 また、当該界型	ックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の両 位置に当該界壁を欠き込んで設けない。 筐にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁とボード類の タル等の点付けによる空隙が生じていない。			■ 選択		選択	□ 必須		選択		欠き込みよるスイッチ・コンセントの設置 はなし
		(3) 木造の建築物に るための方策を	こついては、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保す を講じる。			□ 選択		□選択	□ 必須		□ 選択		
	開口部の	サッシ等の開口											T1等級以上の採用
7	開口部の 防音性の 確保	JIS A 4706 (1	ナッシ)による遮音性能T-1等級相当以上の材料を使用する。			■ 選択		選択	□ 必須		□ 選択		11 + 100 50 - 100 110
	惟木	JIS A 4706 (1	ナッシ)による遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する。						□ 選択				
8	抗菌、防 カビ、抗 ウイルス 対応		満たした抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものなど、抗菌、防カス対応措置が講じられた住設部品を使用する。			□ 選択		□選択	□ 選択		□ 選択		
				必	必	必須	8	必 0	必須	0	必須	0	
			適合項目数	選 ()	選 (7)	選択	2	選 0	選択	0	選択	0	

[※] 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあっては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

			セージ	フティ		セレ	クト		アドバ	ジスト		
			新築	既存·改修	新多		既存·改修	兼		既存・改) 修	
	項目	基準	必須で該 当すがお 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で 当する 位等が い場合 チェッ	E .	必須で該 当するがな 位等がな チェック	1	必須で該 当する部 位場かな サエック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに、吊元側 の隙間が生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み防止カバー等指挟み防 止措置を講じる。			□選択		□選択			□ 選択		
		(2) ベビーカー等置場 玄関周辺への平場やクローゼット内(可動式棚配置等による)スペースの確保により、ベビーカー、三輪車等を置くスペースを設ける。 玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に認定住戸数の3分の2以上の住戸が各1㎡以上を確保できるスペースを確保する。			□選択		□選択	│ □ 選打	₹	□ 選択		
1	玄関	(3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設置できる 構造になっている。			□ 選択		□選択	□選技	₹ /	□選択		
		(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明を設置 する。			□ 選択		□選択	□ 選打	₹ /	□ 選択		
		(5) 耐震性能 玄関ドア枠は耐震枠で、JIS (日本工業規格) におけるA4702面内変形追随性 の規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガードも耐震性に配 慮したものとなっている。			□ 選択		□選択	選技	٠	選択		
		(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度の制御が可能な水栓金具とする。			■ 選択		選択	選技	₹ /	選択		対応の水栓器具を採用
	uda	ホース付水栓(シャワー吐水機能付き)とする。 タッチレス水栓とする。			■ 選択		選択 選択	選担		選択		
2	洗面所・ 脱衣所	(2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になって いる。			選択		選択	Bi		選択		
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント等の設備を 施す。			■選択		□選択	□ 選打	₹ /	□ 選択		コンセント追加で対応

				セー	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新	築	既存・こ	改修	新多	築	既存·	改修	新	築	既存・	改修	
	項目	基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位場合 チェック		必須で該 当するな 位場合 チェック		必須で該 当するがな 位等かな トエック		必須で該 当するがな 位等がな チェック		必須で該部 位等が合 かまっク	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上1,400mm以上の高さに設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。	□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		浴室ドア鍵は外から解錠可能 チャイルドロックをFL+1400mm以 上に設置 (現場で特注対応)
		(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。					■選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		滑りにくい床仕上げとする
		(3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
	浴室	(4) 呼び出し機能の設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイム等を設置する。					■ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		浴室の給湯器リモコンにチャイム 機能あり
3	俗主	(5) 広さの確保										/		/	
		内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。					■ 選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		UB1317採用
		内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。									□ 選択				1
		(6) 利便性の配慮及び火傷防止													
		水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。					■ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		 浴室の水栓はサーモスタット式
		カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		作主の水柱はリーモ ハブ グド式
		(7) 浴室暖房乾燥機の設置浴室暖房乾燥設備を設置する。					■ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		浴室暖房乾燥換気扇設置
		(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方について、便器と 壁の距離 (ドアの開放により確保できる部分を含む。) が500mm以上を確保 する。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
4	トイレ	(2) 手すりの設置 手すりを設置する。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(3) 外から解錠できる鍵 扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		非常開錠付き表示錠
		(4) 外開き又は引き戸の設置 外開き又は引き戸を設置する。					■ 選択		□ 選択		□ 必須		□ 必須		外開きにて対応

			セー	フティ		セレ	クト			アドバ	バンスト		
		新	築	既存·改修	新	築	既存	改修	新	築	既存·	·改修	
項目	基準		必須でる がなる 位等が合い チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須でる がなる がおった がよった がよった		必須で該 当するが 位等がな サエック		必須で該 当するがな が場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
	(1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式キッチン など、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。				■ 選択		□選択		□ 選択		□ 選択		対面式キッチン
	(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さとして、10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。				□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
	(3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯温度の 制御が可能な水栓金具とする。				■選択		□ 選択		選択		□ 選択		対応の水栓金具を採用
	タッチレス水栓とする。				□ 選択		選択		□ 選択		□ 選択		
5 台所	(4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しないよう な措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形 状の工夫や、壁下地を設ける。				■選択		□ 選択		選択		□ 選択		チャイルドフェンス用下地補強
	(5) 危険防止設備等の設置												
	コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。	□ 必須		□ 必須 □	■ 必須		□ 必須		□ 必須	i 🗆	□ 必須		チャイルドロック・調理油過熱防 止装置・立消え安全装置等の安全
	ガス漏れ検知器を設置するなど、更なる危険防止措置を講じる。				□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		機能
	(6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。				□ 選択		□ 選択		□ 選択		□選択		
	(7) 耐震ラッチの設置 吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。				□ 選択		□ 選択		□ 必須	i 🗆	□ 選択		

		セーフ	フティ	セレ	クト	アドバ	シスト	
		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
	(1) 開き戸							
	子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止するための対策を講じる。 〇吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上13mm未満)がない構造とする。扉の開閉の途中の状態も含める。ただし、以上の対応を講じている商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当面の間以下対応でも認定基準に適合しているものとみなす。この場合、入居案内等にて入居者に対し周知を行う。 ・主に分譲:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指挟み防止商品の配命(設置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指挟み防止商品の用意(入居者の意向により設置) ○戸先側は次のいずれかの対策を講じる。 ・風の通り道に設置する開き戸には、閉鎖速度を減衰させるドアクローザー等の機能を設け、風等の外力で急激に扉が閉まらない構造である。・戸側又は枠側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手又は足の指を挟んでも障害が生じない構造である。							
6 建具	居室間や主要な通路上に配置される開き戸			選択	選択	□必須□	選択	
0 定兵	トイレや洗面所等に配置される開き戸 (2) 引き戸			選択	選択	選択	選択	
	100mm程度の引き残しを目安に、取っ手形状や設置位置の工夫により、指を 挟まないような措置を講じる。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備 えた引き戸を使用する。			選択	選択	□必須□□	選択	
	(3) 折戸 扉の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上13mm 未満)がない構造とする。			選択	□選択	□ 必須 □	□選択	
	(4) 扉の取っ手など 取っ手をレバーハンドルやプッシュハンドル等の開閉の容易なものとするな ど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、取っ手は面が取られ た形状とするなど、安全性に配慮したものとする。			■選択	□選択	□ 必須 □	□選択	開閉が容易で安全に配慮した取っ 手、引き手
	(5) ドア内のガラス 大判ガラスの採用など安全性に配慮する必要のある場合は、安全ガラスとす るなど、割れたガラスの破片による怪我等の防止対策を講じる。			■選択	□選択	□必須□□	□選択	ガラス飛散防止対策をする

		セーフ	フティ		セレ	クト			アドバ	ンスト		
		新築	既存·改修	新築	Ę	既存·改修		新	築	既存•	改修	
項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	i 1: 1:	必須で該 当する部 位等かな か場合 チェック	必須す 位等 い場 チェ	る部 がな 合		必須で該 当するがな 位場合 チェック		必須で該 当するがな 位 場 か チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
	(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチにすることにより、子供でも使いやすいものとする。			■選択		選択		選択		□選択		ワイドスイッチをFL+900に設置
	(2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだりする ことによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。			選択		選択		」選択		□ 選択		
7 居室	(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率(次式で算出したもの)を8%以上確保する。 <算定式> (S1+S2) /当該住戸の専有部分の面積(m²)×100 S1:高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積(m²) S2:高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積(m²) ×(当該収納部分の高さ(cm)/180)			選択		□選択		選択		選択		
	(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室内に設置 する。			■選択		□選択		選択		□ 選択		取り外し可能な吊り下げ式物干し 金物
	(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分に面取りを行い、やむを 得ず面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に配慮した形状・仕上 げとする。			□ 選択		□選択		選択		□ 選択		
	(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることのできるよう な構造とする。			選択		選択		選択		□ 選択		
	(7) クッション性の高い床素材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い材料を 使用する。			選択		□選択		選択		□ 選択		

				セー	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新	築	既存・	改修	新築		既存·i	改修	新	築	既存	·改修	
	項目	基準		必須でる部 位等がない チェック		必須である 当するがな 位場合 チェック	当す位等	頁で該 するお 等がな 場合 エック		必須で該 当する部 位場合 チェック		必当な 当するが合い チェク		必須で該 当するがな 位等がな チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
Γ		(1) 足掛かり等への配慮													
		子供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じる。													
	バルコ	ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。 イ 室外機を手すり側に置かない。 ウ 物干し金物及び物干し竿が収納時も含め、足掛かりにならないようにする。	□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		ア-ウ:適合するものとする エ:チャイルドロック付を採用 ※消防は認定品であれば問題なし と確認済
	3 =-	エ 避難ハッチの設置に当たっては、子供が容易に開けられないように チャイルドロック等の安全機能が付いたものを使用する (消防の指導 により使用できない場合はその限りではない)。													
		(2) スロップシンクの設置													
		スロップシンクをバルコニー等に設置する。ただし、これらによじ登って手 すりから転落することを防止するために、これらの設備は手すりから600mm 以上の距離を確保して設置するなどの転落防止措置を講じる。					選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(1) 住戸内通路の幅員 住戸内通路の幅員は、780mm (柱等の箇所にあっては750mm) 以上を確保す る。					■選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		780㎜以上確保
	住戸内通 路及び出 入口	(2) 住戸内出入口の幅員 住戸内の出入口 (バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く) の幅員 (玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸 にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の 出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。) は 750mm (浴室の出入口にあっては600mm) 以上を確保する。					選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

					セーフ	ティ		セレ	クト			アドバ	ンスト		
				新细	築	既存·改修	新	築	既存•	改修	新	築	既存•	改修	
	項目		基準		必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック	必須でま 当する音 位等がか い場合 チェック		必須で該 当する部 位場かない場合 チェック		必須で該 当するな 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな サエック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		し、ホームエ ア 勾配が22/ 650mm以下	5階段は、次に掲げる基準に適合しているものとする。ただ レベーターが設けられている場合を除く。 (21以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。												
		ウ アに掲げ の端から3 に該当す は適用し;	る各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方 800mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれか る部分にあっては、アの規定のうち各部の寸法に関するもの ないものとする。				□ 選択		選択		□ 必須		□ 選択		
10	住戸内階 段	踏面 (4) 90度 面の	屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 屈曲部分が踊り場から上3段以内で構成され、かつ、その踏 快い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分												
		が下	屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分												
		らの高さが800	則(勾配が45度を超える場合は両側)に、かつ、踏面の先端が mmから850mmまでの位置に設けられている。	7			□ 選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		
			ェンスの設置等 危険が伴うと考えられる場所への子供の進入を防止するため、 ェンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。				□選択		□ 選択		□選択		□ 選択		
11	テレワー クスペー ス	テレワークスペ Wi-Fi接続が可	ペースを確保するとともに、テレワークに必要な設備(照明、 能なインターネット環境、コンセント等)を整備する。				□ 選択		□ 選択		選択		□ 選択		
12	その他	その他、子育で	てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。				■選択		□ 選択		選択		□ 選択		引き違い窓の指詰め防止対策
		適合項目数	必須	0	必 須	必須	4	必須	0	必須	0	必須	0		
			/열 다 ' 저 단 WA	選択	0	選 (7)	選択	18	選択	0	選択	0	選択	0	

別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

				セーフティ 新築 既存・改修				セレ	クト			アドバ	ンスト					
					新築		Į	既存・改	文修	亲	í築	既存	·改修	新	築	既存	·改修	
	項目		基準		は	必須で該当する当するおおないサエック		位し	必須で該 当する部 立等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がない場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
			なされている共用廊下及び共用階段等には、転落を防止する 設置し、安全性に配慮する。															
		転落防止のため 形状とするとと	のの手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れないともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、共用は1階に存するもの、共用階段にあっては高さ1m以下の階															共用廊下 ア・イ: アルミガラス手摺H1100以上
	転落防止 ・落下物	(7) 原則	床面 (階段にあっては踏面の先端) から1,100mm以上 200mm推奨) に達するよう設けられていること。	□ ½	公須			必須		■ 必須	i 🗆	□ 必須		□ 必須		□ 必須		が うなと縦格子の構成の為足がかり になる部分無し
1	による危 険防止	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	等には、足がかりとなりにくい措置を講じること。															ウ:ルーフバルコニーは専用使用 共用階段は吹き抜け部分無し
	灰砂亚	の高さが6 存するもの ること。	ば、床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等 50mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に つの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推奨)であ															 六川順权は外さ扱け部分無し
			日常の利用に供する屋上の手すりは、床面から1,800mm以上 巻するよう設置すること。															
			>階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物に 計置を講じること。	□必	公須			必須		■ 必須	į 🗆	□ 必須		□ 必須		□ 必須		共用部窓無し、手摺は物が置きに くい形状
2	転倒防止	は、雨に濡れる	至る通路及び共用階段、共用階段、共用廊下等の床の床面 5等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全に利用で 1にくい材料を使用する。							■選排	1	□ 選択		□ 必須		□ 選択		タイル(グリップ仕様)、防滑長尺シート
3	衝突防止	ラスは、衝突に シールを貼る等	マールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明ガ こよる事故を防止するため、安全ガラスとするか、衝突防止 手の視認性を高める措置を講じる。	□ ½	必須			必須		■ 必須	į 🗆	□ 必須		□ 必須		□ 必須		衝突防止サイン設置
4	避難経路 における 安全確保		5建具の握り手が握り玉形式のように握力が必要なものや、この形式でなく、レバーハンドル形式等子供にも使いやすい							□ 選排	!	選択 選択		□ 必須		□ 選択		
5	敷地内通 行の安全 確保	敷地内の歩道と	車道は分離し、歩行者の安全を確保すること。							■ 選排	1	Д 選択		□ 選択		□ 選択		駐車場アプローチは東端に計画し、歩車分離を図る
		以下に例示する	ものなど、防犯対策を講じるていること。															
6	防犯対策	防犯カメラの割	2置等の防犯対策を講じること。							選抜	!	□ 選択		□ 選択		□ 選択		防犯カメラの設置
		中廊下型やコア クシステムを導	ア型の住棟など共用部が閉鎖空間となる場合は、オートロッ 算入する。							□ 選排		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		以下に例示する	らものなど、防災に関する対策を講じていること。															
			E宅の登録を受けている。							□ 選抜	!	選択		□ 選択		□ 選択		
7	防災対策	防災備蓄倉庫、防災対策を講じ	防災井戸、マンホールトイレ、情報共有体制の構築などの こている。							■ 選抜		□ 選択		□ 選択		□ 選択		敷地南西の広場に防災井戸、マンン ホールトイレ、かまどベンチを設置
			3家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、浸水 ドアップや止水版・防水扉などの対策を講じるとともに土嚢 テっている。							□ 選排	1	□ 選択		選択		□ 選択		
	(la)-	以下に例示する こと。	らものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じている															
8	省エネ・再エネ対		E宅やZEHの認証を取得している。							■選排		□選択		□ 選択		□ 選択		ZEH Oriented取得予定 補助金は受けない
	策		情及び蓄電池設備の設置等再エネの取組を講じている。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									□選択		□選択		□選択		1日ウルエは久りない
		1		必	(0	必	(0	必	3	必	0	必	0	必	0	
			適合項目数	選		0	須選	`)	選択	5	選択	0	選択	0	選択	0	
				3/			7/			1/1		3/\		3/(3/1]

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

		セーフ	'ティ	セレ	クト	アドバ	バンスト	
		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
	(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、段差を設けない経路とする (2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの経路とする。)。			■選択	□選択	□ 必須 □	選択	段差なし バリアフリー法・条例適合
	(2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を設置する。			□選択	□選択	□ 必須 □	□選択	
	(3) 敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保し、高低差のある部分に は次の基準に適合する傾斜路を設ける。			/	/		/	
アプロー 1 手、共用	ア 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設するものは0.9m以上とし、勾配は1/12以下とする。高さが80mm以下の場合は1/8を超えないものとすることができる。							
廊下	イ 高さが160mmを超えるものにあっては手すりを少なくとも片側に、かつ、床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部は原則、 壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。			■選択	選択	□必須□	選択	ア-エ適合
	ウ 高さが750mmを超える箇所に設ける場合にあっては、高さ750mmごと に踏幅が1,500mm以上の踊り場を設ける。							
	エ 傾斜路の始点又は終点に、ベビーカーや車いす等が安全に停止できる平坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設ける。							
	(4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設ける。手すりを設ける場合は、端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。			選択	選択	選択	選択	
	地上階数3以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は次の 基準に適合していること。			/	/			
	(1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。(2) かご内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。							
	(3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処 できるよう配慮されている。							(1) 適合
2 エレベーター	(4) かご内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。 同一乗降ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビーに ホールランタンや到着予報チャイムなど、到着を知らせる設備を設 置する。			選択	選択	□ 必須 □	選択	(2) 防犯カメラ設置 (3) - (5) 適合
	(5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑 時でも手が届きやすい位置に設ける。			/				
	(6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。			■選択	□選択	□ 必須 □	□ 選択	地震時完成運転装置あり
	(7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。			□選択	□選択	□選択	□選択	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

				セーフ	'ティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新築		既存·改	修	新築		既存•	改修	新	 築	既存・	改修	
	項目	基準	当 亿 V	必須で該 当する部 立等が合 チェック	当位い	が須で該 省する部 立等がな い場合 エック	色	必須で該当する部立等がない場合チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するがな 位場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
3	共用階段	(1) 共用階段の形状等は次の基準に適合していること。 ア けあげの寸法は200mm以下、踏面の寸法は240mm以上及び蹴込み寸法は30mm以下とする。 イ 最上段の通路等への食い込み及び最下段の通路等への突出を避ける。 ウ 蹴込み板を設置し、段鼻を突出させないようにする。					■ 選択		□ 選択		□必須		選択		アーケ適合
4	共用玄関	(2) 足元灯を使用し、安全面での更なる配慮をする。 (1) 共用玄関は次の基準に適合していること。 ア 幅員800mm以上とする。 イ 共用玄関の扉は自動ドアとし、前後に段差を設けない。 管理人室を設ける場合は、共用玄関を見渡せる位置又は近接する位置へ設置する。 エ 共用玄関は、周囲からの見通しが確保された位置にあること又は防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられていること。 オ 共用玄関の扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の共用出入口を自動施錠機能付きの鍵を備えたドアとする。 カ 共用玄関付近に郵便受けを設置する。					■選択		選択		選択		選択		ア-カ適合
		(2) 宅配ボックスを設置する。 (3) 小児用モード、小児用パッドのあるAEDを設置する。					選択		選択		選択		選択		宅配ボックスを設置する
5	危険個所 等への進 入防止	屋上、受水槽、機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入できないよう、柵の設置や鍵を設置する等の対策を講じる(消防の指導により設置できない場合はその限りではない)。	□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□必須		鍵にて管理
6	ごみ集積所	所管の自治体と事前に協議を行い、居住世帯数や分別方法等に合わせたご み集積所を設置する。 設置に当たっては、入居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等にも 配慮した設計とする。	□必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		大田区事前協議にて計画
7	自転車置場	所管の自治体において定めている設置基準等を満たした自転車置場とするとともに、子供用自転車等を平置きできるスペースを設ける。屋外に設置する場合は、屋根付とする。 所管の自治体に設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上を置くことができる自転車置場を設置する。					□ 選択		□ 選択		□ 必須		□選択		

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

				セーフ	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新	築	既存・	改修	親	ī築	既存	·改修	新	築	既存	·改修	
項目		基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するがな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
ワーキン 8 グスペー ス	キングスペーン ア 複数の利 イ セキュリ 明、コン	ペース等を設置する場合、以下に例示するようなものでワース等を運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 用者が一度に利用できる机、椅子 ティが確保されたWi-Fi等のインターネット環境及び照 セント等の設備 個室や可変可能なパーテーション					■選掛		□ 選択		□ 選択		□ 選択		集会室:アに適合
		適合項目数	必須	0	必須	0	必須	2	必須	0	必須	0	必須	0	
		過口"視日数	選択				選択	8	選択	0	選択	0	選択	0	

別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

項	ī 日	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
坦	릭	左 平	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	衣記のの公凶田番方、計画の内谷寺
1 子	育て支	子育て支援施設の設置に当たっては、施設の用途により関係法令、基準等を 遵守すること。 また、公共施設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に協議を行うこ と。 なお、認可外保育施設の設置に当たっては、認可外保育施設に対する指導監			□選択	□選択	□ 選択	□ 選択	
	施設	督要綱(昭和57年6月15日付56福児母第990号。(以下「指導要綱」という。))に定める認可外保育施設指導監督基準を遵守するとともに、設置後直ちに指導要綱に定める届出を行うこと。 また、一般住宅部分と動線や配管等を分離すること。							
	ッズ ーム	キッズルームを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の規定を 準用するほか、以下に例示するようなものでキッズルームを運営する上で有 効と認められる設備、備品を設ける。 ア 授乳やおむつ替えのできるスペース			□選択	□選択	□選択	□選択	
		イ 共用トイレ ウ テーブル、椅子等の歓談用の家具 エ 本、おもちゃ等の収納スペース							
3 交流	会室や 流ス ース	集会室や交流スペースを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の規定を準用する。ただし、施設の用途により関係する法令、基準等の定めがある場合は、それぞれの法令、基準等を遵守すること。 集会室、交流スペースは前項のキッズルームを兼ねることができる。その場			□ 選択	選択	□ 選択	□ 選択	
		合は前項の基準を満たす。							
		(1) 屋外スペースを設置する場合、以下に例示するような居住者のコミュニティ 形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。							
		ア 砂場や滑り台 イ 共用の手洗い場やトイレ			■ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択	中庭、敷地南西の広場(かまどベンチ)
	外ス	ウ ベンチや日陰スペース エ 植栽、芝生、花壇							
	ース	(2) 住民同士で野菜等を育てることで交流を図るための菜園スペースを設置する場合、以下に例示する居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。							
		ア 散水や手洗いのできる水栓 イ 共用道具を収納する物置 ウ 収穫した作物を調理する設備			選択	選択	□ 選択	」 選択	
		適合項目数	選 0	選 0	選 1	選 0	選 0	選 0	

別表 5 管理・運営に関する基準

項目	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	まおのよる図表系は、乳面の内容質
- 垻日	基 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
	(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。 ア 入居世帯の一定数以上を子育て世帯とする。 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をその他世帯向けとする。 ウ 賃貸住宅について、子育て世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける。 オ 賃貸住宅について、内装のDIYを認め、原状回復義務を一定程度免除するなどの措置を講じる。			□ 選択	選択	□選択	□選択	
住画かま慮 1 ま慮	(2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供 以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。 ア 入居者募集時 (7) 子育て支援施設の併設、子育て支援サービスの提供、子育て支援 のための設備の工夫、地域の子育で支援情報などを募集・販売広告やホームページ等に掲載する。 (4) 認可保育所等入所選考が一般公募となる子育で支援施設の併設の場合、居住者優先入所制度等はないことを確実に説明する。 (5) 子育で支援施設を併設する場合は、所管する自治体にで定めるルール等を説明する。 (4) 既存住宅の空き家で認定を取得し、子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する旨を周知する。 (5) 人居者契約時 (7) 入居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (4) 入居者が子育で支援サービスの個別契約等を締結する必要がある場合、関連事業者が連携し、売買契約や賃貸契約時に当該契約が締結できるよう配慮する。 (5) 自転車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (5) 自転車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (5) 集会室やバーベキューコーナー等を設置する場合は、責任者を明確にするとともに、使用方法、使用時間、費用負担等の基本的事項のほか、「人と人との距離の確保」など基本的な抗ウィルス対策を状況に応じた対応を徹底することをルールを定め、確実に説明する。また、運用開始前に近隣住民に対し説明を行う。 (5) キッズルームや屋外スペースなど、子供が遊ぶ場については特に事故防止に加え、基本的な抗ウィルス対策を講じることや、状況に応じた対応を徹底することなど、使用方法や使用時間等のルールを定め、確実に説明する。			選択	選択	□ 必須	□	

別表5 管理・運営に関する基準

	項目	基進	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
	快日	密 华	新築	既存・改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1	住宅計 画、 ら み ら で 事 項	(3) 子育で支援サービスの提供における配慮 以下に例示するものなど、子育で支援サービスの提供等を行うこと。 子育で支援サービスの提供に当たっては、サービスの種類により関係法令、 基準等を遵守するとともに、必要に応じて当該サービスの所管となる自治体 と事前に協議を行うこと。 ア 近隣保育施設等と連携した育児相談や一時預かりサービスの提供 イ 近隣医療施設等と連携した夜間診療や訪問診療などの実施 ウ ベビーシッターなどの訪問保育サービス エ 子育で等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供 オ その他子育で支援サービスとして知事が認めたもの 子育で支援サービスの提供に当たり、以下に例示するものなど、必要なルール等を定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。 イ 子育で支援サービス提供者と提携したサービスを利用する際は、提供先と契約書を取り交わし、利用に関する費用、契約期間、サービスの提供 頻度等を取り決めること。			□ 選択 ※	□ 選択※	選択※	選択※	
2	安心して日常生活を送るた	(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッズルーム、屋外スペースの使用方法等については、事前に定めたルールを掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知するなど、ルールが守られるよう、継続的に周知していくこと。			□ 選択	□ 選択 ※	□ 必須 ※	□ 必須 ※	
	めの配慮 事項	(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育てに関する相談窓口や地域の子育て支援施設などの地域の子育て支援情報など子育てに関する様々な情報を掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくこと。			□ 選択	□ 選択 ※	□ 必須 ※	□ ^{必須} ※	

別表 5 管理・運営に関する基準

	項目		基準	セー	ーフティ	ſ	t	ンク	١	アト	バンフ	スト	表記のある図面番号、計画の内容等
	供日		空 华	新築	既存	:・改修	新築	既	存·改修	新築	既	存·改修	
3	コテ成の項ニ酸め事	て、以下に例。 ア ウェルカペ ウ 共有という オ 所 所 近 宅 お 所 び 年 を か た と の で と か と の で	ミュニティが形成されていくきっかけをつくることを目的とし 示する取組などを年に数回、継続的に実施する。 ムパーティー 一スを活用した絵本の読み聞かせ会 った子供用品の貸し借り会、フリーマーケット しゃべり会、パパ会、ママ会 ラジオ体操などのイベント や防災マップ作成会議 治会などによる各種イベント 活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ形成の ベント等				選※		選択 ※			〕 ※	
		示する取組なっ ア 地域の人 イ 町会・自 やお祭り ウ 地域で活	どを年に数回、継続的に実施する。 も参加できる餅つきやラジオ体操などのイベント 治会、子供会などの地域の組織が主催する防災活動、防犯活動 など様々な取組への参加 動しているNPO等と連携した地域交流イベント 活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ形成の				□ 選	択し	選択 ※	□ 選		選択 ※	
			適合項目数	必 _	必須	_	必 _	- ^必	· 一	必須	必須	0	
			適行	選 1	選択	0	選 () 選 护	9 9	選 (選択	0	

[※] 募集パンフレット、ホームページ、入居の案内書等により、適切なタイミングに必要な情報、ルール等を周知するとともに連携先と必要な契約等を締結する。

別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準

項目		基準	セー	-フティ	セレ	クト	アドバ	ジスト	表記のある図面番号、計画の内容等
7月 日				既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1 区市町村からの 意見の反映	サービス提供	定する、区市町村からの子育て支援施設等設置又は子育て支援 に関する意見を反映して、子育て支援施設等の設置又は子育て支 提供を実施すること。			□選択	□ 選択	□ 選択	選択	
		適合項目数	選 10		選 0	選 0	選 0	選 0	